

 \bigcirc

山形県公報

平成17年7月12日(火) 第1658号

······

毎 週 火・金 曜 日 発 行

	規	則			
財団法人山形県林業公社事業資金貸付規	見則の一部を	改正する規則		(森 林	課)797
	告	示			
指定居宅サービス事業者の指定に係る			• • • •	総合支庁福	祉課)799
指定居宅介護支援事業者の指定に係る			•	同) 同
身体障害者福祉法による指定居宅支援			`	同) 同
指定居宅サービス事業者の指定			(同) 同
指定居宅介護支援事業者の指定			(同)800
指定居宅サービス事業者の指定に係る	事業所の所在	地の変更	(同) 同
身体障害者福祉法による指定居宅支援	事業者の指定	, 	(置賜約	総合支庁福	祉課)801
知的障害者福祉法による指定居宅支援	事業者の指定	,	(同) 同
児童福祉法による指定居宅支援事業者の	D指定		(同) 同
コイヘルペスウイルス病のまん延防止の	oためコイの	持出しを禁止する水	、 (域の範囲	(生産流	:诵課)同
開発行為に関する工事の完了					
道路の区域の変更			-		-
見道の仕用の開始			\	文/) 建成版 同) 同
朱色仍供用仍用如				l _n j) I ^L J
	公	告			
바다바꿈제작됐나 ochbarao	>		د ۱۱ ۱ . ۸۸ ۸ -	+ - ^	:@*= \
特定非営利活動法人の定款変更の認証の					
大規模小売店舗の変更の届出	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		(1		流課)803
	正	誤			
	_	H/\			
	規	則			
	^ 兀				
は団法人山形具林業の計事業資全貸付担用	川の一部を改	正する相則をここに	小布する		

財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第61号

財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則の一部を改正する規則

財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則(昭和42年7月県規則第36条)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40年を経過する日」を「83年以内で知事が定める日」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 事業資金の貸付は、無利子とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日の貸付金から適用する。
- 2 平成17年4月1日(以下「適用日」という。)前に改正前の財団法人山形県林業公社事業資金貸付規則(以下「旧規則」という。)に基づいて貸し付けられた資金の償還期限は、次の表の左欄に掲げる貸付の日が属する年度の区分に応じ、それぞれ貸付けの日から起算して同表の右欄に掲げる期間を経過する日が属する年度の末日とする。

昭和42年度及び昭和43年度	82年
昭和44年度から昭和50年度まで	81年
昭和51年度及び昭和52年度	80年
昭和53年度及び昭和54年度	79年
昭和55年度及び昭和56年度	78年
昭和57年度及び昭和58年度	77年
昭和59年度及び昭和60年度	76年
昭和61年度及び昭和62年度	75年
昭和63年度及び平成元年度	74年
平成 2 年度	73年
平成3年度及び平成4年度	72年
平成 5 年度及び平成 6 年度	71年
平成7年度	70年
平成8年度及び平成9年度	69年
平成10年度	68年
平成11年度	67年
平成12年度及び平成13年度	66年
平成14年度	65年
平成15年度	64年
平成16年度	63年

3 適用日前に旧規則に基づいて貸し付けられた資金については、改正後の第3条第2項の規定は、適用日以後の 期間の利息の計算について適用し、適用日前の期間の利息の計算については、なお、従前の例による。

告示

山形県告示第628号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの 種類	廃止年月日
創研仙台株式会社 山形市東山形二丁目13番5号	創研仙台株式会社福祉事業部シルバー ステップ 山形市東山形二丁目13番5号	福祉用具貸与	平成17. 1.31
医療法人社団松柏会 山形市桜町 4 番10号	訪問看護ステーションコスモス 山形市上町四丁目 6 番12号	訪 問 看 護	同 6.7
株式会社ダムファールマ 山形市大野目二丁目 2 番35号	すみれ調剤薬局東根中央店 東根市中央三丁目 9番 6号	福祉用具貸与	同 6.30
株式会社東北福祉サービス 天童市大字清池38番地の3	ケアステーション21山形支店(株式会社 東北福祉サービス) 山形市南原町一丁目22番2号	訪問入浴介護	同 7.1

山形県告示第629号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨の 届出があった。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社東北福祉サービス	指定居宅介護支援事業所ケアステーション21	平成17 . 5 . 25
天童市大字清池38番地 3	山形市南原町一丁目22番 2 号	₩ 11 % 11 . 3.23

山形県告示第630号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地		体障	-			廃止年月日
及び主たる事務所の所在地		文	援	ω	種	類	
株式会社東北福祉サービス	ケアステーション21天童支店						
天童市大字清池38番地3	株式会社東北福祉サービス	居	宅	;	介	護	平成17 . 7 . 1
人里中八十月他30亩地 3	天童市大字清池38番地3						

山形県告示第631号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	居宅種類	-	ビスの	D	指定年	月日
株式会社荒正 山形市成沢西一丁目10番 6 号	ほっとin 福寿草 山形市飯田五丁目1番53号	短期.	入所生	主活介	護	平成17	.6.2
株式会社荒正 山形市成沢西一丁目10番 6 号	ほっとin 福寿草 山形市飯田五丁目 1 番53号	通	所	介	護	同	6.2
丸伸建設株式会社 村山市大字櫤山1170番地	わかばの森 村山市大字櫤山字金谷西4752番 1	訪	問	介	護	同	6.15
株式会社エステー 天童市鎌田一丁目 1 番11号	久遠の湯デイサービス 天童市鎌田一丁目 1 番11号	通	所	介	護	同	6.22
丸伸建設株式会社 村山市大字櫤山1170番地	わかばの森 村山市大字櫤山字金谷西4752番 1	通	所	介	護	同	6.23
医療法人敬愛会 尾花沢市大字朧気695番地の 3	デイサービスセンター馬見ケ崎 山形市桧町一丁目17番23号	通	所	介	頀	同	6.27
医療法人敬愛会 尾花沢市大字朧気695番地の 3	グループホーム馬見ケ崎 山形市桧町一丁目17番23号	痴 呆 生	対 応 活	型 共 介	同護	同	6.27

山形県告示第632号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。 平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年	月日
特定非営利活動法人あゆみ	指定居宅介護支援事業所青い鳥		
山形市小立二丁目 4番24号グリーンハイツ	山形市小立二丁目 4 番24号グリーンハイツ A	平成17.	6.13
A 7、103号	7、103号		
医療法人敬愛会	グループホーム馬見ケ崎		6 20
尾花沢市大字朧気695番地の3	山形市桧町一丁目17番23号	同	6.28

山形県告示第633号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の 届出があった。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅サービス事業者	居宅サービ		事	業所の名称	你及び所在	地		- 変更年月日
の名称及び所在地	スの種類	变	更	前	变	更	後	· 发史牛月口
有限会社アシスト	福祉用具貸	有限会社	アシス	۲				₩#47 F 20
寒河江市大字寒河江字横 道57番地の1	与	寒河江市 地15号	中央一	·丁目14番	寒河江市番地4号		一丁目 6	平成17. 5.30

山形県告示第634号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	身体障害者居宅 支援の種類	指定年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン米沢ケア		
東京都港区六本木六丁目10	センター	身体障害者居宅介護	平成17.7.1
番1号	米沢市金池六丁目3番9号		

山形県告示第635号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第80号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	知的障害者居宅 支援の種類	指定年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン米沢ケア		
東京都港区六本木六丁目10	センター	知的障害者居宅介護	平成17.7.1
番 1 号	米沢市金池六丁目3番9号		

山形県告示第636号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
株式会社コムスン	株式会社コムスン米沢ケア		
東京都港区六本木六丁目10	センター	児童居宅介護	平成17.7.1
番1号	米沢市金池六丁目3番9号		

山形県告示第637号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限(平成17年3月県内水面漁場管理員会指示第1号)1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 2 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに連接するすべての用水路
- 3 村山東根土地改良区第1号幹線排水路及び第2号幹線排水路
- 4 大沢川

山形県告示第638号

次の開発行為は、完了した。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成16年8月23日 指令村総建第5009号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾花沢市大字尾花沢字下新田1532 - 1、1532 - 2、1532 - 5、1538、1540

3 許可を受けた者の所在地及び名称

大石田町大字大石田丁202番地の26

株式会社 友企画

山形県告示第639号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月12日から同月25日まで縦覧に供する。 平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場大橋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市中ノ目字北847番7から 同 字東ノ前田70番6まで		旧	9.6 メートル ≀ 8.2	メートル 237
同	上	新	33.2 メートル ≀ 8.6	同上

山形県告示第640号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年7月12日から同月25日まで縦覧に供する。 平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 綱木米沢停車場線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字綱木字下通129番3から

同 字兜山300番320まで

3 供用開始の期日 平成17年7月12日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成17年7月12日

山形県知事 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成17年6月29日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された 目的
 - (1)名 称

特定非営利活動法人 障害者の地域生活を支援する会

(2)代表者の氏名

佐藤 恵美子

(3) 主たる事務所の所在地

山形市鉄砲町一丁目14番53号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人およびその家族を対象に、障害があっても地域で普通の生活が送れるように、必要なサービスを提供することによって、福祉の増進に寄与すること、さらに、障害者の権利擁護の活動を推進し、社会に対して啓蒙活動を行うことによって、平等な社会の実現に寄与し、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに高畠町役場において平成17年11月12日まで縦覧に供する。

平成17年7月12日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ高畠店

東置賜郡高畠町大字高畠字渋作287番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社 ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前)1,518平方メートル

(変更後)2.008平方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)15台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後)31台(位置については縦覧に供する図面のとおり)

ロ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)168.1平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後)229.9平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

ハ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)45.2立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

(変更後)67.7立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)

4 変更年月日

平成18年2月25日

5 届出年月日

平成17年6月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年11月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

	÷ㅁ
ш_	1大

発行年月日 県 公 報 番 号 ページ 行

誤

正

平成17. 3.31 号外15

4

4

17

第11条の次に次の1条を加える。

第10条第2項中「削除請求(以下「削除請求」という。)」を「利用停止請求(以下「利用停止請求」という。)」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

平成17. 6.28 定期1654

720

721

(5) 山形県内に事務所又は事業所 を置くもの若しくは置こうとす (5) 山形県内に主たる事務所を置くものであること。

るものであること。

(5) 山形県内に事務所又は事業所 を置くもの若しくは置こうとす

(5) 山形県内に主たる事務所を置くものであること。

るものであること。

804

平成17年7月12日印刷 平成17年7月12日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)